

看取りサポートチーム派遣依頼手順【依頼(不在になる)医師】

不在期間中に看取りになる可能性がある対象者がいる場合は、青森市医師会へ不在予定日3日前の15時までに電話連絡する。

医師会への連絡内容は、①不在となる期間、①対象者の人数、②対象者の入所施設または訪問看護ステーションである。

＜対象者(家族)、施設職員または訪問看護師との確認事項＞

① 本人または家族が、看取りサポートチームによる死亡診断について同意の確認(同意書の取得)
② 死亡診断書は、『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外を記載し、保管場所を定める
③ 派遣医師の送迎について確認 利用するタクシー会社、支払い方法についてあらかじめ定めておくこと

* 上記①～③の全てが該当している対象者について看取りサポートチームへ派遣依頼が可能となる



＜対象者の情報・共有事項＞

・死亡診断書の保管場所(保管者)など
そのほか、特記すべき内容があれば記載する



＜不在期間終了後の対応＞

看取り終了の報告を確認した場合、対応した医師へ賃金の支払い、利用したタクシー料金等の清算をする。

【診療録の記載】

例) _____ 医師が○月○日○時○分に死亡したことを確認する。